

(国交付金) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る補足事項

【補助協議書(様式第1)に係る留意事項】

「2 整備内容」には、どのような危険性を改善するための、どのような事業内容(施工内容)か具体的に明記すること。

事業内容には、施工内容についても記載し、工法や設置する設備の能力等を明らかにすること。

【複合型施設(複数の事業を実施する施設)に係る留意事項】

各種補助事業を実施するにあたり、複合型施設(複数の事業を実施する施設)は、国の示す按分方法により補助対象面積を算出する必要があること。

国の示す補助対象面積の按分方法は、市ホームページの「提出様式」の「補助対象面積確認シート(別添4)」で示しているので、確認すること。

また、平面図についても、各事業の専有面積部分と、共有面積部分を色分けする必要があるため、異なる色の線で囲うなど区分けしたうえで、提出すること。

【非常用自家発電設備整備事業に係る留意事項】

●補助対象について

非常用自家発電設備の整備に係る国が示す前提条件は、次の4つを全て満たすもの。

- ① 専ら非常時に用いる設備とし、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの。
- ② 電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後72時間以上の事業継続が可能となる設備であるもの。
- ③ これらの設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害時の影響を受けない場所とするよう努めること。
- ④ 設置した非常用自家発電設備の耐震性が確保されているか留意すること。

(その他)

- ・ 燃料タンクの整備は補助対象であること。
- ・ 「老朽化に伴うもの(おおむね10年)」又は「新規設置」
- ・ 平時を含めた使用が想定される設備は対象外であること。
(太陽光など自然エネルギーを活用した発電設備については、平時における使用が想定されるだけでなく、天候等により非常時において安定的に使用できないことが想定されることから対象外となる。)
- ・ 可搬型(ポータブル)の非常用自家発電設備は、施設に設置する工事が伴わない場合は対象外であること。

- ・ 地震時に転倒などが生じないような施工を行うこと。また、耐震性が確保できていることが分かる資料として、契約書（仕様書）案、見積（積算）内訳書やアンカーボルト計算書等を提出すること。（施工完了後に写真で確認できるような場合は、後日写真も提出すること。）

● 災害発生時に72時間以上稼働可能であることを確認できる資料について

災害発生時に72時間以上稼働可能であることを確認できる資料（カタログやメーカーがホームページに掲載している資料など）を提出すること。

（該当するページのみを送付でも可）

（例）

※ 装置の性能（例えば、1時間あたりの燃料消費量）などが分かるカタログ等

タンク容量 990L

発電機（メーカー名） ○○○○

（型式・型番） △△△△

（燃料消費量） □□ L/h （60Hzの場合：10.8L/h）

→ $990L \div 10.8L \div 91$ 時間（端数切捨て） 従って、72時間以上稼働可能。

● 燃料タンク整備に係る有資格者の配置、消防局への届出について

① 燃料タンクの貯蔵量に応じて、事業者は危険物取扱者有資格者の配置が必要になる場合があること。

ガソリンの貯蔵は2000ℓ、軽油の貯蔵は1000ℓ、重油の貯蔵は2000ℓを上回る場合に、危険物取扱者の配置が必要となる。

② 燃料タンクの容量が、各規制値の5分の1以上の容量になる場合は、少量危険物貯蔵に該当するため、消防局に少量危険物貯蔵等届出書を提出し確認を受けること。

- ・ ガソリンの貯蔵は、40ℓ～2000ℓ未満
- ・ 軽油の貯蔵は、200ℓ～1000ℓ未満
- ・ 重油の貯蔵は、400ℓ～2000ℓ未満

● 非常用自家発電設備に接続する設備と発電機の能力（電気容量）について

施設を維持するために最低限必要な設備が非常用自家発電設備に接続されているか確認し、整備する予定の発電機の能力（電気容量）が適切か確認すること。

常夜灯や上水・汚水ポンプ、エレベーター、空調設備、非常用コンセントなど、非常用自家発電設備に接続する設備の一覧を添付資料として提出すること。

【給水設備整備事業に係る留意事項】

●補助対象について

給水設備の整備に係る国が示す前提条件は、次の4つを全て満たすもの。

- ① 専ら非常時に用いる設備とし、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの。
- ② 電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後72時間以上の事業継続が可能となる設備であるもの。
- ③ これらの設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害時の影響を受けない場所とするよう努めること。
- ④ 設置した給水設備の耐震性が確保されているか留意すること。

(その他)

- ・ 地震時に転倒などが生じないような施工を行うこと。また、耐震性が確保できていることが分かる資料として、契約書(仕様書)案、見積(積算)内訳書やアンカーボルト計算書等を提出すること。(施工完了後に写真で確認できるような場合は、後日写真も提出すること。)
- ・ 災害発生時に72時間以上稼働可能であることを確認できる資料(カタログやメーカーがホームページに掲載している資料など)を提出すること。
(該当するページのみを送付でも可)

【高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業】

●補助対象の前提条件

感染リスクの高い風通しの悪い空間について、施設の構造や立地等により、十分な換気が行えない場合に、感染症対策等として有効な換気を定期的に行うことができる換気設備を設置するもの。

- ① 現に通常の換気(窓を開ける、換気扇を回す等)を行うことができる場合には補助対象外であること。
- ② 改正建築基準法(2003年7月1日施行)では、全ての居室への換気設備の設置が義務づけられており、また、建築基準法第28条から、窓(またはその他の開口部)が無い居室は通常想定されないため、換気設備の設置事業は、現に通常の換気が困難であるなど、やむを得ないものが想定されていること。
- ③ 本事業により補助が想定される場合は、例えば、
 - ・ 窓があるものの、すぐ隣に建物が建ち、全く風が抜けない
 - ・ 火山灰が降る等、周辺環境により、常時窓を開けることが困難である場合などである。
- ④ エアコンは一般的に換気機能を有していないため、補助対象外であること。
換気機能を有するものであっても、形状や機能において、エアコンに相当するものは補助対象外となること。

●補助対象面積の考え方

- ・補助対象は「居室」に限ること。
- ・補助上限（4,000円/㎡）という面積は施設全体ではなく、整備を行う「居室」の対象部分のみとなること。

【抵当権が設定されている施設について】

対象施設に抵当権が設定されている場合、利用者保護の観点から、下記の要件のうちいずれかを満たしている場合を除き、対象外となります。

- ① 当該抵当権に係る借入について、独立行政法人福祉医療機構による福祉貸付や協調融資制度を利用していること。
- ② 抵当権設定者が申請法人であること。
- ③ 借入金の年間返済予定額が、直近決算における年間資金収支差額を下回っていること。
- ④ 借入金の総額が、直近決算における年間収入を超えていないこと。